

差し替え版

P4, 18の変更、P28, 29の追加

障害者福祉システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第2回）
令和4年8月10日 【資料2】

障害者福祉システム等標準化検討会 第2回合同WT

5月WT後の対応概要について

令和4年8月10日

事務局提出資料

最新の動向(令和4年6月以降)

No	日付	主務	内容
1	令和4年7月13日	デジタル庁 総務省	<p>「地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件【第1.1版】(案)」及び「地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針(案)」に関する意見照会について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料① サイバーセキュリティに関する基準について ・資料② 地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件の拡充等について ・資料③ 地方公共団体の基幹業務システムの標準非機能要件【第1.1版】(案) ・資料④ 改定方針のポイントについて ・資料⑤ 情報セキュリティポリシーガイドライン改定方針(案)
2	令和4年7月15日	デジタル庁	<p>地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】に関する意見照会について(依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】 ・②別紙1_機能要件
3	令和4年7月25日	デジタル庁	<p>地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】に関する意見照会にかかる追加資料及び調査票の差替えについて(依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙2_住登外者宛名番号管理_項目定義書 ・別紙3_団体内統合宛名_項目定義書 ・住登外者宛名番号管理_API仕様書 ・申請管理_API仕様書 ・団体内統合宛名_API仕様書
4	令和4年7月26日	デジタル庁	<p>地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】各論(案)に係る意見照会について(依頼)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・02_(別紙1)データ要件・連携要件各論_確認要領 ・03_(別紙2)地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】 ・04_(別紙3)対応仕様書一覧 ・04_(別紙3別添)子ども・子育て支援_標準仕様書案 ・04_(別紙3別添)児童手当_標準仕様書案 ・04_(別紙3別添)選挙_標準仕様書案 ・API連携仕様書(住民基本台帳、障害者福祉、介護保険、独自施策)(案) ・データ要件・連携要件の各論(案)

※ 事務局で把握できているもののみ記載している。他業務の標準仕様書案は、デジタル庁のHPを参照のこと。

1. デジタル庁からの依頼事項の対応

1-1. 標準化対象20業務の横並び調整方針の対応 P3-18

横並び調整事項には、以下の内容を含みます。

- ・地方公共団体情報システム標準化基本方針【0.8版】
- ・地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書【第0.8版】
- ・その他、20業務で統一すべき事項の調整方針

1-2. データ要件・連携要件との整合対応 P19

整合事項には、以下の内容を含みます。

- ・地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件標準仕様書【第0.8版】

2. 全国意見照会の意見集約及び標準仕様書への反映

2-1. 意見集約内容 P20-21

2-2. 主な意見と対応内容 P22-26

3. 検討課題事項と継続検討事項の対応 P27

4. 主な今後の継続検討事項(残課題) P28

1-1. 横並び調整対応

凡例 緑字 : 追加
赤字取消線 : 削除

○ 横並び調整事項に対して、障害者福祉システム標準仕様書2.0版案では以下のとおり変更している。

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
1	標準仕様書のファイル形式及びレイアウトに関すること	標準仕様書のうち、機能要件の標準については、地方自治体からFIT&GAPを効率的に行うために、エクセル形式にしてほしいとの要望が多いため、レイアウトを指定する。	【調整方針どおりに対応】 (別紙2)機能・帳票要件について、指定されたエクセルフォーマットに置き換えている。
2	—	地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】を踏まえ、用語を統一する。	標準仕様書全体について、以下のとおり変更している。 実装すべき機能(実装必須機能) 実装しない機能(実装不可機能) 実装してもしなくても良い機能(実装標準オプション機能)
3	本文の構成に関すること	標準仕様書のうち、背景や目的等については、基本方針と重複した記載になっていることから、基本方針を引用する形に置き換えてもよい。	【調整方針どおりに対応】 標準仕様書(本編)について、第1章の1. 背景、2. 目的を、以下の内容とした。 1. はじめに 障害者福祉システム標準仕様書(以下「本仕様書」という。)は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和4年8月)を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
			<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>標準仕様書(本編) 第3章 1. 機能・帳票要件</p> <p>(9)操作権限管理について</p> <p>操作権限管理は地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、デジタル庁が整理した要件住民記録システム標準仕様書の「10.3 操作権限管理」に準拠することを基本とする。加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、障害者福祉システムに必要と整理されたものは固有の要件として追加する置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。</p>
			<p>表3-7 操作権限管理(実装必須機能)</p>
4	操作権限設定・管理に関すること	操作権限設定・管理は、すべての基幹業務システムにおいて必要であり、実装必須機能として、横並び調整方針で規定されている内容を含む形に改める。	<p>発注者のシステム操作権限ポリシーに基づき、システムの利用者及び管理者に対して、個人単位でID及びパスワード、利用者名称、所属部署名称、操作権限(異動処理や表示・閲覧等の権限)、利用範囲及び期間が管理できること。</p> <p>職員のシステム利用権限管理ができ、利用者とパスワードを登録し利用権限レベルが設定できること。</p> <p>操作者IDとパスワードにより認証ができ、パスワードは利用者による変更、システム管理者による初期化ができること。認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。</p> <p>アクセス権限の付与は、利用者単位で設定できること。 <障害者福祉システム固有の要件> 所属部署(課・係等)単位でも設定できること。 利用者又は所属部署(課・係等)単位に、アクセス権限(利用できる機能・メニュー)を設定できること。</p> <p><障害者福祉システム固有の要件> 利用者又は所属部署(課・係等)単位に、利用できる操作(登録・修正・削除・参照・印刷・ファイル出力)を設定できること。</p> <p>利用者及びアクセス権限の設定(登録・修正・削除・参照)は個別でできること。</p> <p>IDパスワードによる認証に加え、ICカードや静脈認証等の生体認証を用いた二要素認証に対応すること。</p>

差し替え

デジタル庁横並び調整方針の変更により、「認証に当たっては、シングル・サイン・オンが使用できること。」を実装必須から標準オプションに変更

1-1. 横並び調整対応

凡例 緑字 : 追加
赤字取消線 : 削除

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
			<p>複数回の認証の失敗に対して、アカウントロック状態にできること。 複数回のアクセス失敗に対して、アクセス禁止状態にできること。</p> <p>他の職員利用者が異動処理を行っている入力作業をしている間は、同一住民の情報について閲覧以外の作業ができないよう、排他制御ができること。</p> <p>アクセス権限の設定はシステム管理者により設定できること。</p> <p>アクセス権限の付与も含めたユーザ情報の登録・変更・削除はスケジューラーに設定する等、事前に準備ができること。</p> <p>また、事務分掌による利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができること。</p> <p>なお、操作権限管理については、個別及び一括での各種制御やメンテナンスができること。</p>
<p>表3-8 操作権限管理(実装標準オプション機能)</p>			
			<p><障害者福祉システム固有の要件> 管理が本庁と他に分かれる場合は、本庁部署・利用者と他部署・利用者で更新・参照の権限を設定できること。(例:政令指定都市における本庁と区役所、複数福祉事務所のある自治体の本庁と福祉事務所等。)</p> <p><障害者福祉システム固有の要件> 本庁以外の部署・利用者のアクセス権限については、自治体の執行体制に応じて、住民がどこでも手続きが行えるように管理場所(所管)以外でも更新できるようにするほか、管理場所(所管)は更新できるが他部署(他の管轄や区役所、福祉事務所等)は参照のみ・更新不可に設定できるようにもすること。政令指定都市における区役所の配下にある支所・出張所等も同様に権限設定が選択できるようにすること。</p> <p>利用者及び権限の設定(登録・修正・削除・参照)は一括でできること(人事異動時の負荷軽減を考慮し、例えばCSVファイルを取込み一括更新できる等)。</p> <p>アクセス権限の設定は、システム管理者により設定できること。</p>

1-1. 横並び調整対応

凡例 緑字 : 追加
赤字取消線 : 削除

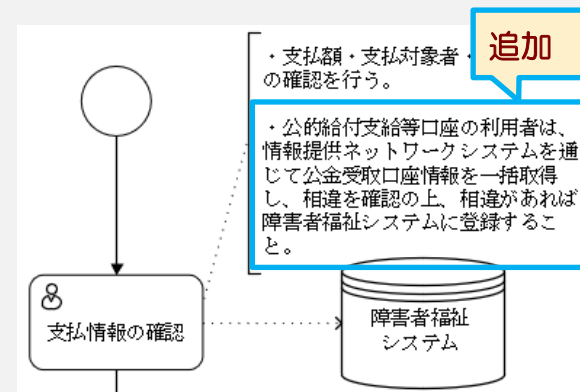
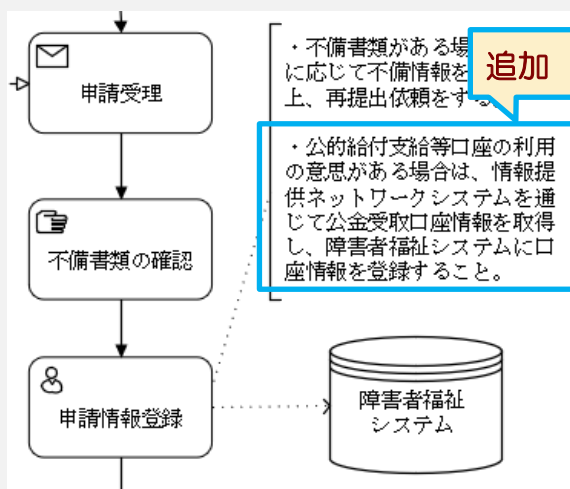
No	調整事項	変更のポイント	変更内容							
5	バッチ処理／一括処理に関すること	どの機能をバッチ処理を必要とするかは、各業務特性にあわせて標準仕様書に規定する。 バッチ処理とする場合には、方法を統一することとし規定を合わせる。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>標準仕様書(本編) 第3章 1. 機能・帳票要件</p> <p>(11) バッチ処理一括処理時の自動化について</p> <p>一括処理の実行方法は、手動による実行の他に設定による自動実行があるが、地方自治体で利用する事務処理システムとして共通した要件とすることが基本であることから、デジタル庁が整理した要件住民記録システム標準仕様書の「9.1 バッチ処理」に準拠することを基本とする。加えて、住民記録システム標準仕様書において住民記録システム固有の機能や表現が記載されている部分については、障害者福祉システムに必要と整理されたものは固有の要件として追加する置き換える必要がある。これらの考え方を踏まえて、以下のとおり定める。</p> <p>表3-11 一括処理(実装標準オプション機能)</p> <table border="1"> <tr> <td>バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。 実行(起動)方法として、直接実行ができること。</td> </tr> <tr> <td>実行(起動)方法として、年月日及び時分、毎日、毎週XX曜日、毎月XX日、毎月末等を指定した方法(スケジュール管理による起動、同期実行)で実行できること。</td> </tr> <tr> <td>他システム間連携等のイベント発生による実行(実行の契機となる前処理の完了後に起動)ができること。</td> </tr> <tr> <td>また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメタが参照されること。 前回設定のパラメタは、一部修正ができること。 修正パラメタ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。</td> </tr> <tr> <td>一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。</td> </tr> <tr> <td>全てのバッチ一括処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。 異常終了した場合の警告を障害者福祉システム内、または自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。</td> </tr> <tr> <td>バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。</td> </tr> </table>	バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。 実行(起動)方法として、直接実行ができること。	実行(起動)方法として、年月日及び時分、毎日、毎週XX曜日、毎月XX日、毎月末等を指定した方法(スケジュール管理による起動、同期実行)で実行できること。	他システム間連携等のイベント発生による実行(実行の契機となる前処理の完了後に起動)ができること。	また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメタが参照されること。 前回設定のパラメタは、一部修正ができること。 修正パラメタ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。	一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。	全ての バッチ 一括処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。 異常終了した場合の警告を障害者福祉システム内、または自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。	バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。
バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。 実行(起動)方法として、直接実行ができること。										
実行(起動)方法として、年月日及び時分、毎日、毎週XX曜日、毎月XX日、毎月末等を指定した方法(スケジュール管理による起動、同期実行)で実行できること。										
他システム間連携等のイベント発生による実行(実行の契機となる前処理の完了後に起動)ができること。										
また、バッチ処理の実行時は、前回処理時に設定したパラメタが参照されること。 前回設定のパラメタは、一部修正ができること。 修正パラメタ個所については、修正した旨が判別し易くなっていること。 前回処理時に設定したパラメタを用いて、実行できること。パラメタは修正でき、再利用できること。										
一括処理を行う場合でも単件等の処理に影響が出ないこと。										
全ての バッチ 一括処理の実行結果(処理内容や処理結果、処理時間、処理端末名称、正常又は異常の旨異常終了した際はOSやミドルウェア等から出力されるエラーコード等)が出力されること。 異常終了した場合の警告を障害者福祉システム内、または自治体が別途利用する他の通報システムに連携できること。										
バッチの実行結果から一連の作業で最終的な提出物をXLSX形式等で作成する場合等には、自動実行する仕組みを用意すること。										

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
 緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容									
6	大量印刷に関する こと	<p>大量印刷・発送の際の条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取り決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件設定が想定されること。 また、標準準拠システムがクラウド上に構築されることが前提であることを踏まえ、標準準拠システムに印刷機能を実装するのではなく、帳票等の印刷のためのデータ出力機能を規定する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:1.6.16. 標準オプションの内容はPDFファイル等に限定 機能ID:1.6.26. CSVファイルは実装必須として追加</p> <p>なお、「外部委託用」と限定した記載となっていた部分は、「大量帳票等の印刷のため」と幅広の扱いに変更している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.6.26.</td> <td>大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.6.16.</td> <td>大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。 外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む。）をCSV形式のファイル又はPDFファイル（標準仕様書で定める帳票レイアウトで作成）の電子データで作成できること。</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	1.6.26.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	◎	1.6.16.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。 外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む。）をCSV形式のファイル又はPDFファイル（標準仕様書で定める帳票レイアウトで作成）の電子データで作成できること。	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分										
1.6.26.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。 二次元コード（カスタマーバーコードを含む。）については、二次元コードの値をファイルに格納すること。	◎										
1.6.16.	大量帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータ（外字情報を含む。）について印刷イメージファイル（PDF形式等）を作成し、出力できること。 外部委託用に大量帳票のデータ（外字情報を含む。）をCSV形式のファイル又はPDFファイル（標準仕様書で定める帳票レイアウトで作成）の電子データで作成できること。	○										

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
7	公的給付支給等口座に関すること	<p>○ 公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、公金受取口座の対象事務(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月デジタル庁令第10号)第二条各号に規定する事務)を有する基幹業務システムの標準仕様書において、実装すべき機能として規定し、業務フローも当該規定に合わせて修正する。</p> <p>○ また、標準仕様書に規定されている帳票のうち、公金受取口座(公的給付支給等口座)に関係するものにおいては、公金受取口座(公的給付支給等口座)の利用の意思の有無チェック欄を設ける。</p>	<p>○業務フロー 国制度手当</p> <ol style="list-style-type: none"> 01.国制度手当(認定請求～認定) 02.国制度手当(手当支払) 03.国制度手当(変更届(氏名・住所・口座等の変更)) <p>障害福祉サービス等</p> <ol style="list-style-type: none"> 02.給付管理(高額障害福祉サービス費) <p>特別児童扶養手当</p> <ol style="list-style-type: none"> 01.特別児童扶養手当(認定請求～認定) 05.特別児童扶養手当(変更届(氏名・住所・口座・再交付申請・証書亡失届等)) 09.特別児童扶養手当(手当支払) <p>修正内容(国制度手当の例示。緑枠を追加。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 01.国制度手当(認定請求～認定) 02.国制度手当(手当支払)



1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
----	------	---------	------

○機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)
機能ID:1.1.19.、1.1.20.
標準オプションを実装必須に変更している。
ただし、中間サーバー接続端末や団体内統合宛名システムの利用も可としており、この点のみデジタル庁と調整中となっている。

機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
1.1.19.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ情報照会内容のデータ(情報提供依頼のデータ)を作成し、連携できること。 ※1 連携できる事業(身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位)をパラメータ等で設定できること ※2 一括してデータ作成し、連携できること	⊖	○マイナンバーを利用した情報照会を行う機能は、以下に大別されるが、利用する機能は自治体の運用により分かれる。ため実装オプションとしている。当要件は①の場合となるが、②及び③の利用も可とする。 ①障害者福祉システムを利用 ②中間サーバー接続端末を利用 ③団体内統合宛名システムのオンライン機能を利用
1.1.19.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ情報照会内容のデータ(情報提供依頼のデータ)を作成し、連携できること。 ※1 連携できる事業(身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位)をパラメータ等で設定できること ※2 一括してデータ作成し、連携できること	⊙	○公的給付支給等口座の対応 国制度手当、特別児童扶養手当、障害福祉サービス等を対象とし、公的給付支給等口座の利用の意思がある場合には、申請又は給付の都度、情報提供ネットワークシステムを通じて公金受取口座登録システムから公金受取口座情報を自動で取得し、給付金等の振込先口座として利用できること。個別に対応できることに加えて、支払い前に一括して情報提供依頼ができること
1.1.19.	取得した公金受取口座情報を、他システム(公金受取口座の対象事務を処理するシステムを除く。)に提供できること。	×	
1.1.20.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込み、情報照会結果を確認できること。 ※ 連携できる事業(身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位)をパラメータ等で設定できること	⊖	
1.1.20.	マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムから引き渡される情報照会結果データを取り込み、情報照会結果を確認できること。 ※ 連携できる事業(身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位)をパラメータ等で設定できること	⊙	

1-1. 横並び調整対応

No	調整事項	変更のポイント	変更内容															
8	<p>住登外者管理に関すること</p> <p>住所マスタに関すること</p>	<p>○ 住登外者宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定するため、住登外者宛名番号管理機能を「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定することから、住登外者の管理が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、住登外者宛名番号管理に関し、実装必須機能として規定する。</p> <p>○ 住民記録システムから提供を受ける場合を除き、住所が必要な場合（住登外者の住所を確定させる場合等）がある基幹業務システム（住民記録システムを除く。）の標準仕様書においては、アドレス・ベース・レジストリをAPI連携又はファイル連携で参照できるように規定する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:1.3.2.、1.3.22.、1.3.23.</p> <p>機能ID:1.3.2. ※2に記載していた住登外者の宛名番号の付番要件を削除し、機能ID:1.3.22.を追加している。</p> <p>機能ID:1.3.2.（標準オプション）の郵便番号から住所を自動表示する要件を削除し、機能ID:1.3.23.を追加している。</p> <p>機能ID:1.3.22.、1.3.23.の詳細の確認や実装にあたっては、デジタル庁から提供される資料を参照すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.3.2.</td> <td> <p>障害者福祉システム上で、住登外者（住所地特例者）を管理（登録・修正・削除・照会）できること。</p> <p>※1 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む</p> <p>※2 登録事業番号、登録日、登録者IDも管理できること</p> <p>※2-1 障害者福祉システムにて独自に登録する場合は、住登外用の宛名番号は自動付番できること（先頭の番号体系等の自治体ルールがあるため、汎用的に実装すること）</p> </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.3.2.</td> <td> <p>障害者福祉システム上で、住登外者（住所地特例者）を管理（登録・修正・削除・照会）できること。</p> <p>※-郵便番号を入力することで住所が自動表示できること</p> </td> <td>⊖</td> </tr> <tr> <td>1.3.22.</td> <td> <p>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。</p> </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.3.23.</td> <td> <p>住登外者（住所地特例者）の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。</p> </td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	1.3.2.	<p>障害者福祉システム上で、住登外者（住所地特例者）を管理（登録・修正・削除・照会）できること。</p> <p>※1 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む</p> <p>※2 登録事業番号、登録日、登録者IDも管理できること</p> <p>※2-1 障害者福祉システムにて独自に登録する場合は、住登外用の宛名番号は自動付番できること（先頭の番号体系等の自治体ルールがあるため、汎用的に実装すること）</p>	◎	1.3.2.	<p>障害者福祉システム上で、住登外者（住所地特例者）を管理（登録・修正・削除・照会）できること。</p> <p>※-郵便番号を入力することで住所が自動表示できること</p>	⊖	1.3.22.	<p>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。</p>	◎	1.3.23.	<p>住登外者（住所地特例者）の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。</p>	◎
機能ID (ID)	機能要件	実装区分																
1.3.2.	<p>障害者福祉システム上で、住登外者（住所地特例者）を管理（登録・修正・削除・照会）できること。</p> <p>※1 住民記録情報や団体内統合宛名システムからの連携により取得できることを含む</p> <p>※2 登録事業番号、登録日、登録者IDも管理できること</p> <p>※2-1 障害者福祉システムにて独自に登録する場合は、住登外用の宛名番号は自動付番できること（先頭の番号体系等の自治体ルールがあるため、汎用的に実装すること）</p>	◎																
1.3.2.	<p>障害者福祉システム上で、住登外者（住所地特例者）を管理（登録・修正・削除・照会）できること。</p> <p>※-郵便番号を入力することで住所が自動表示できること</p>	⊖																
1.3.22.	<p>住登外者宛名番号については、住登外者宛名番号管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する住登外者宛名番号管理機能をいう。）を利用して付番し、管理できること。</p>	◎																
1.3.23.	<p>住登外者（住所地特例者）の住所を確定させる場合には、API連携によりアドレス・ベース・レジストリを参照すること、又は、アドレス・ベース・レジストリからファイル連携により取得した住所マスタを参照すること。</p>	◎																

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																				
9	団体内統合宛名番号に関すること	<p>○ 団体内統合宛名番号については、地方自治体内部において一意に特定し、中間サーバへの副本登録等を統一的方法で行う。</p> <p>○ 具体的には、各基幹業務システムにおいて団体内統合宛名を保持せず、副本登録等は、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能を用いる。）を通して行う。</p> <p>○ このため、中間サーバとの連携が必要な基幹業務システムにおける標準仕様書においては、団体内統合宛名番号の付番及び中間サーバ連携に関して、実装必須機能として規定する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名番号の付番 機能ID:1.1.13. の住登外情報の団体内統合宛名システムへの連携を削除し、機能ID:1.1.34. を追加している。 (詳細の確認や実装にあたってはデジタル庁から提供される資料を参照すること。) ・中間サーバ連携に関して、実装必須機能として規定標準オプションを実装必須に変更し、特定個人情報単位に機能を分けている。 機能ID:1.1.14. ⇒ 1.1.39. ~ 1.1.42. ※指定都市、権限移譲市区町村 1.1.15. ⇒ 1.1.43. ※指定都市、中核市、権限移譲市区町村 1.1.16. ⇒ 1.1.44. ※一般市以上、権限移譲町村 1.1.17. ⇒ 1.1.17. +1.1.45. ~ 1.1.47. 																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.13.</td> <td> マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへの副本登録について、住登外対象者についても登録できるようにするために住登外情報を障害者福祉システムで管理している場合は、住登外情報を団体内統合宛名システムへ自動連携できること 【補足事項】 ・住登外者の団体内統合宛名番号を付番するための機能である。 ・障害者福祉システムで管理している住登外情報は、団体内統合宛名システムに限らず、住民記録システム共通基盤等の他システムへ連携できること。 </td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.1.34.</td> <td>団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能を用いる。）を利用して付番依頼ができること。</td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.1.14.</td> <td> マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当 ・自立支援医療（精神通院医療） ※1 指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体向けの機能である ※2 住登外対象者も副本登録対象とすること ※3 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること </td> <td>○</td> <td>中間サーバへの登録に係る要件を記載している。当機能の必要性は自治体で分かるため実装オプションとしている。システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。</td> </tr> <tr> <td>1.1.39.</td> <td> マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・療育手帳 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること </td> <td>◎</td> <td> ・指定都市、児童相談所設置中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体で実装必須となる。 ・システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。 </td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	1.1.13.	マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへの副本登録について、住登外対象者についても登録できるようにするために住登外情報を障害者福祉システムで管理している場合は、住登外情報を団体内統合宛名システムへ自動連携できること 【補足事項】 ・住登外者の団体内統合宛名番号を付番するための機能である。 ・障害者福祉システムで管理している住登外情報は、団体内統合宛名システムに限らず、住民記録システム共通基盤等の他システムへ連携できること。	○		1.1.34.	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能を用いる。）を利用して付番依頼ができること。	◎		1.1.14.	マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当 ・自立支援医療（精神通院医療） ※1 指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体向けの機能である ※2 住登外対象者も副本登録対象とすること ※3 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	○	中間サーバへの登録に係る要件を記載している。当機能の必要性は自治体で分かるため実装オプションとしている。システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。	1.1.39.	マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・療育手帳 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	・指定都市、児童相談所設置中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体で実装必須となる。 ・システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。
機能ID (ID)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由																				
1.1.13.	マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへの副本登録について、住登外対象者についても登録できるようにするために住登外情報を障害者福祉システムで管理している場合は、住登外情報を団体内統合宛名システムへ自動連携できること 【補足事項】 ・住登外者の団体内統合宛名番号を付番するための機能である。 ・障害者福祉システムで管理している住登外情報は、団体内統合宛名システムに限らず、住民記録システム共通基盤等の他システムへ連携できること。	○																					
1.1.34.	団体内統合宛名番号については、団体内統合宛名機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定する団体内統合宛名機能を用いる。）を利用して付番依頼ができること。	◎																					
1.1.14.	マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当 ・自立支援医療（精神通院医療） ※1 指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体向けの機能である ※2 住登外対象者も副本登録対象とすること ※3 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	○	中間サーバへの登録に係る要件を記載している。当機能の必要性は自治体で分かるため実装オプションとしている。システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。																				
1.1.39.	マイナンバー制度における中間サーバや団体内統合宛名システムへ副本登録用のデータを作成し、連携できること。 ・療育手帳 ※1 住登外対象者も副本登録対象とすること ※2 副本登録の住登外対象者で個人番号未登録者を把握できること	◎	・指定都市、児童相談所設置中核市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体で実装必須となる。 ・システム切替時の全件登録及びその後の異動分の反映が行えること。																				

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容												
10	EUCに関すること	EUCについては、各業務システムにおいて共通的に利用できる機能であることから、EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。以下同じ。）、標準仕様書においてEUCを規定している記載については改める。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:1.5.1.</p> <p>デジタル庁が定める共通機能に関する標準仕様書(EUCの規定)を満たす前提に変更し、障害者福祉システム固有の要件は必要と判断し残している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.5.1.</td> <td> <p>障害者福祉システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出条件は、共通及び各事業の管理項目を任意に指定できること。 抽出する際は一般的な演算子（and/or、=、>、<、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること。 共通及び各事業の管理項目の全てを表示対象とすること。 コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。 外字は正しく表示できること。 一覧帳票、CSVファイルで出力できること。（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること。タイトルや出力日のヘッダ情報も付加できること。） 設定した抽出条件、表示させる項目を事業単位で複数保存でき、抽出時に再度呼び出せること。 <p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（障害者福祉システム）」に規定するデータ項目とする。</p> <p>支援措置等支援対象者（障害者福祉システムで個別管理する支援措置対象者等要支援者を含む）が含まれている場合は明示的に気づけること。</p> </td> <td>◎</td> <td> <p>→当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。</p> <p>→「管理場所」は、機能ID:1.7.1.を参照。</p> </td> </tr> <tr> <td>1.5.1.</td> <td> <p>障害者福祉システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文字浴れ者や未登録外字が含まれている場合は明示的に気づけること。 設定した抽出条件、表示させる項目の事業単位での複数保存及び抽出時の呼び出しは、「管理場所」単位でできること。 EUC機能による出力は、スケジュール管理（参照、登録、修正、削除）による自動実行ができること。 <p>※ 所属（課や係等の単位）や職員（複数指定可）により利用権限設定できること。</p> </td> <td>○</td> <td> <p>→当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。</p> <p>→「管理場所」は、機能ID:1.7.1.を参照。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	1.5.1.	<p>障害者福祉システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出条件は、共通及び各事業の管理項目を任意に指定できること。 抽出する際は一般的な演算子（and/or、=、>、<、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること。 共通及び各事業の管理項目の全てを表示対象とすること。 コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。 外字は正しく表示できること。 一覧帳票、CSVファイルで出力できること。（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること。タイトルや出力日のヘッダ情報も付加できること。） 設定した抽出条件、表示させる項目を事業単位で複数保存でき、抽出時に再度呼び出せること。 <p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（障害者福祉システム）」に規定するデータ項目とする。</p> <p>支援措置等支援対象者（障害者福祉システムで個別管理する支援措置対象者等要支援者を含む）が含まれている場合は明示的に気づけること。</p>	◎	<p>→当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。</p> <p>→「管理場所」は、機能ID:1.7.1.を参照。</p>	1.5.1.	<p>障害者福祉システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文字浴れ者や未登録外字が含まれている場合は明示的に気づけること。 設定した抽出条件、表示させる項目の事業単位での複数保存及び抽出時の呼び出しは、「管理場所」単位でできること。 EUC機能による出力は、スケジュール管理（参照、登録、修正、削除）による自動実行ができること。 <p>※ 所属（課や係等の単位）や職員（複数指定可）により利用権限設定できること。</p>	○	<p>→当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。</p> <p>→「管理場所」は、機能ID:1.7.1.を参照。</p>
機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由												
1.5.1.	<p>障害者福祉システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 抽出条件は、共通及び各事業の管理項目を任意に指定できること。 抽出する際は一般的な演算子（and/or、=、>、<、≥、≤、部分一致、前方一致、後方一致等）に対応していること。 共通及び各事業の管理項目の全てを表示対象とすること。 コード項目は、日本語名称の他にコード値も表示できること。 外字は正しく表示できること。 一覧帳票、CSVファイルで出力できること。（出力した帳票やファイルでも外字を正しく反映すること。タイトルや出力日のヘッダ情報も付加できること。） 設定した抽出条件、表示させる項目を事業単位で複数保存でき、抽出時に再度呼び出せること。 <p>EUC機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」に規定するEUC機能をいう。）を利用して、データの抽出・分析・加工・出力ができること。</p> <p>データソース（どのデータ項目を対象とするか）は、「地方公共団体の基幹業務システムに係るデータ要件・連携要件の標準仕様書」の「基本データリスト（障害者福祉システム）」に規定するデータ項目とする。</p> <p>支援措置等支援対象者（障害者福祉システムで個別管理する支援措置対象者等要支援者を含む）が含まれている場合は明示的に気づけること。</p>	◎	<p>→当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。</p> <p>→「管理場所」は、機能ID:1.7.1.を参照。</p>												
1.5.1.	<p>障害者福祉システムのEUC機能として、以下の共通要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文字浴れ者や未登録外字が含まれている場合は明示的に気づけること。 設定した抽出条件、表示させる項目の事業単位での複数保存及び抽出時の呼び出しは、「管理場所」単位でできること。 EUC機能による出力は、スケジュール管理（参照、登録、修正、削除）による自動実行ができること。 <p>※ 所属（課や係等の単位）や職員（複数指定可）により利用権限設定できること。</p>	○	<p>→当要件は、障害者福祉共通として定義しており、各事業に付帯して必要とする要件は、各事業の機能・帳票要件に定義している。</p> <p>→「管理場所」は、機能ID:1.7.1.を参照。</p>												

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容												
11	庁内データ連携に関すること	<p>○ 各標準仕様書と連携要件の標準との整合性を確保するため、連携要件の標準の機能別連携仕様に規定する連携機能の「機能説明」の項目の内容を、標準仕様書に規定する。</p> <p>○ 各標準仕様書間や連携要件の標準との間で整合性が確保されていないものは、引き続き、デジタル庁と関係府省間で協議し、調整する。</p>	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:1.1.1.、1.1.4. など</p> <p>機能自体に変更はなく、連携要件の記載に合わせた表現に変更している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1.1.</td> <td> <p>住基システムに、住基情報を照会する。住民記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、障害者福祉システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民記録情報と連携住基情報を照会」は、住民記録住基情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む。</p> <p>※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること</p> <p>※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする</p> <p>※4 個人番号も連携できることとすること（標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合）</p> <p>※5 支援措置04等支援対象者情報も連携できることとすること（連携できる場合）</p> <p>※6 04加害者情報も連携すること（連携できる場合）</p> <p>※7 住登外情報も連携すること（連携できる場合）</p> </td> <td>◎</td> <td> <p>・住民記録住基情報との連携要件を定めている。</p> <p>自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。</p> <p>・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。ただし、※5 支援措置対象者情報は連携仕様に含まれていないが、引き続き連携仕様を含めるよう調整する。連携要件として取り決めることとなっている。個人番号、団体内統合宛番号、04情報等について、別途の連携となる場合は、別の要件として切り離</p> </td> </tr> <tr> <td>1.1.4.</td> <td> <p>個人住民税システムに、個人住民税情報を照会する。住民税情報（年次情報・更正情報）と連携し、障害者福祉システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民税情報と連携個人住民税情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む</p> <p>※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること</p> <p>※3 連携頻度は年次・月次等とする</p> </td> <td>◎</td> <td> <p>具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。連携要件として取り決めることとなっている。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	1.1.1.	<p>住基システムに、住基情報を照会する。住民記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、障害者福祉システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民記録情報と連携住基情報を照会」は、住民記録住基情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む。</p> <p>※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること</p> <p>※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする</p> <p>※4 個人番号も連携できることとすること（標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合）</p> <p>※5 支援措置04等支援対象者情報も連携できることとすること（連携できる場合）</p> <p>※6 04加害者情報も連携すること（連携できる場合）</p> <p>※7 住登外情報も連携すること（連携できる場合）</p>	◎	<p>・住民記録住基情報との連携要件を定めている。</p> <p>自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。</p> <p>・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。ただし、※5 支援措置対象者情報は連携仕様に含まれていないが、引き続き連携仕様を含めるよう調整する。連携要件として取り決めることとなっている。個人番号、団体内統合宛番号、04情報等について、別途の連携となる場合は、別の要件として切り離</p>	1.1.4.	<p>個人住民税システムに、個人住民税情報を照会する。住民税情報（年次情報・更正情報）と連携し、障害者福祉システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民税情報と連携個人住民税情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む</p> <p>※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること</p> <p>※3 連携頻度は年次・月次等とする</p>	◎	<p>具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。連携要件として取り決めることとなっている。</p>
機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由												
1.1.1.	<p>住基システムに、住基情報を照会する。住民記録情報（外国人情報を含む、異動情報を含む）と連携し、障害者福祉システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民記録情報と連携住基情報を照会」は、住民記録住基情報を含む宛名システムや共通基盤等との連携を含む。</p> <p>※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること</p> <p>※3 連携頻度は随時、日次・月次等とする</p> <p>※4 個人番号も連携できることとすること（標準化対象事業が含まれ、連携による保持が必要な場合）</p> <p>※5 支援措置04等支援対象者情報も連携できることとすること（連携できる場合）</p> <p>※6 04加害者情報も連携すること（連携できる場合）</p> <p>※7 住登外情報も連携すること（連携できる場合）</p>	◎	<p>・住民記録住基情報との連携要件を定めている。</p> <p>自治体の運用やベンダーシステムの形態により様々な運用形態があるため、標準として必要と想定される要件を※で追記している。</p> <p>・具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。ただし、※5 支援措置対象者情報は連携仕様に含まれていないが、引き続き連携仕様を含めるよう調整する。連携要件として取り決めることとなっている。個人番号、団体内統合宛番号、04情報等について、別途の連携となる場合は、別の要件として切り離</p>												
1.1.4.	<p>個人住民税システムに、個人住民税情報を照会する。住民税情報（年次情報・更正情報）と連携し、障害者福祉システムで利用できること。</p> <p>※1 「住民税情報と連携個人住民税情報を照会」は、共通基盤等との連携を含む</p> <p>※2 データの参照、取り込みは問わず、障害者福祉システムで利用できること</p> <p>※3 連携頻度は年次・月次等とする</p>	◎	<p>具体的な連携項目は、デジタル庁が「機能別連携仕様」として定めている。連携要件として取り決めることとなっている。</p>												

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容												
12	金融機関マスタに関すること	口座を利用する事務を行う基幹業務システムにおいて、統一的な管理を行うことができるように規定する。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)</p> <p>機能ID:1.2.3.を1.2.2.に統合し、デジタル庁指定の記載のとおり変更している。 ※機能の内容自体は大きな変更はない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.2.2.</td> <td> 金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。 金融機関情報・支店情報を履歴で管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 金融機関コード 金融機関名 金融機関名カナ 店舗コード 店舗名 店舗名カナ ※1 データの参照・管理は問わず、障害者福祉システムで利用できること ※2 統合により廃止となった情報も含むこと </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.2.2.</td> <td> 全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関情報・支店情報を履歴で管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 金融機関有効開始日 金融機関有効終了日 指定金融区分コード 電子納付対応有無コード 店舗有効開始日 店舗有効終了日 本店支店区分 手形交換所番号 店舗郵便番号 店舗住所 店舗電話番号 ※ 全銀協フォーマットの金融機関・支店情報データより更新情報を取込できること </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1.2.3.</td> <td>金融機関情報・支店情報を一覧で確認できること。</td> <td>◎</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	1.2.2.	金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。 金融機関情報・支店情報を履歴で管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 金融機関コード 金融機関名 金融機関名カナ 店舗コード 店舗名 店舗名カナ ※1 データの参照・管理は問わず、障害者福祉システムで利用できること ※2 統合により廃止となった情報も含むこと	◎	1.2.2.	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関情報・支店情報を履歴で管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 金融機関有効開始日 金融機関有効終了日 指定金融区分コード 電子納付対応有無コード 店舗有効開始日 店舗有効終了日 本店支店区分 手形交換所番号 店舗郵便番号 店舗住所 店舗電話番号 ※ 全銀協フォーマットの金融機関・支店情報データより更新情報を取込できること	○	1.2.3.	金融機関情報・支店情報を一覧で確認できること。	◎
機能ID (旧)	機能要件	実装区分													
1.2.2.	金融機関マスタデータ（金融機関コード、金融機関漢字名称、金融機関名カナ、店舗番号、店舗漢字名称、店舗名カナ）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関マスタデータを管理する権限を特定ユーザーに限定できること。 金融機関マスタデータを一覧で確認できること。 金融機関情報・支店情報を履歴で管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 金融機関コード 金融機関名 金融機関名カナ 店舗コード 店舗名 店舗名カナ ※1 データの参照・管理は問わず、障害者福祉システムで利用できること ※2 統合により廃止となった情報も含むこと	◎													
1.2.2.	全国銀行協会フォーマットの様式を基に、金融機関マスタデータの一括更新が可能であること。 金融機関マスタデータ（金融機関有効開始日、金融機関有効終了日、指定金融区分コード、電子納付対応有無コード、店舗有効開始日、店舗有効終了日、本店支店区分、手形交換所番号、店舗郵便番号、店舗住所、店舗電話番号）を登録、修正、削除、照会できること。 金融機関情報・支店情報を履歴で管理（登録・修正・削除・照会）できること。 【管理項目】 金融機関有効開始日 金融機関有効終了日 指定金融区分コード 電子納付対応有無コード 店舗有効開始日 店舗有効終了日 本店支店区分 手形交換所番号 店舗郵便番号 店舗住所 店舗電話番号 ※ 全銀協フォーマットの金融機関・支店情報データより更新情報を取込できること	○													
1.2.3.	金融機関情報・支店情報を一覧で確認できること。	◎													

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容															
13	検索文字入力に関すること	基幹業務システム(住民記録システム、印鑑登録システム、戸籍附票システム及び戸籍システムを除く。)において、氏名の検索文字入力を統一的行えるようにするため、住民記録システムの方法をベースに、当該基幹業務システムの標準仕様書に規定する。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)</p> <p>機能ID:1.4.1. の旧氏検索は障害者福祉固有の要件として、1.4.24.に分離している。 機能ID:1.4.2. はデジタル庁指定の記載のとおり変更し、旧氏は1.4.25.に分離している。 ※旧氏検索を標準オプションに変更しているが、機能の内容自体は変更ない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4.1.</td> <td> <p>対象者検索は、以下の項目を複数組み合わせることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号 ・カナ氏名 ・氏名 ←旧氏カナ ←旧氏 ・生年月日(西暦・和暦) ・住所+方書 ・身体障害者手帳番号 ・療育手帳番号 ・精神障害者保健福祉手帳番号 <p>※ 手帳番号以外の項目は、住民記録情報の連携により取得した住民記録情報に対する検索となる</p> </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.4.24.</td> <td> <p>対象者検索は、以下の項目と機能ID:1.4.1. の項目を合わせて、複数組み合わせることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧氏カナ ・旧氏 <p>※ 住民記録情報の連携により取得した住民記録情報に対する検索となる</p> </td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>1.4.2.</td> <td> <p>氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。 対象者検索での氏名、カナ氏名、旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。</p> <p>※ 住民記録システム標準仕様書「2.1.2 検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も包含した検索ができること」を除いた部分を対象とする</p> </td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>1.4.25.</td> <td> <p>旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。</p> </td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	1.4.1.	<p>対象者検索は、以下の項目を複数組み合わせることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号 ・カナ氏名 ・氏名 ←旧氏カナ ←旧氏 ・生年月日(西暦・和暦) ・住所+方書 ・身体障害者手帳番号 ・療育手帳番号 ・精神障害者保健福祉手帳番号 <p>※ 手帳番号以外の項目は、住民記録情報の連携により取得した住民記録情報に対する検索となる</p>	◎	1.4.24.	<p>対象者検索は、以下の項目と機能ID:1.4.1. の項目を合わせて、複数組み合わせることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧氏カナ ・旧氏 <p>※ 住民記録情報の連携により取得した住民記録情報に対する検索となる</p>	○	1.4.2.	<p>氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。 対象者検索での氏名、カナ氏名、旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。</p> <p>※ 住民記録システム標準仕様書「2.1.2 検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も包含した検索ができること」を除いた部分を対象とする</p>	◎	1.4.25.	<p>旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。</p>	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分																
1.4.1.	<p>対象者検索は、以下の項目を複数組み合わせることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名番号 ・カナ氏名 ・氏名 ←旧氏カナ ←旧氏 ・生年月日(西暦・和暦) ・住所+方書 ・身体障害者手帳番号 ・療育手帳番号 ・精神障害者保健福祉手帳番号 <p>※ 手帳番号以外の項目は、住民記録情報の連携により取得した住民記録情報に対する検索となる</p>	◎																
1.4.24.	<p>対象者検索は、以下の項目と機能ID:1.4.1. の項目を合わせて、複数組み合わせることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧氏カナ ・旧氏 <p>※ 住民記録情報の連携により取得した住民記録情報に対する検索となる</p>	○																
1.4.2.	<p>氏名漢字、氏名カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。 対象者検索での氏名、カナ氏名、旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠したあいまい検索ができること。</p> <p>※ 住民記録システム標準仕様書「2.1.2 検索文字入力」に記載のあいまい検索要件のうち、「異体字や正字も包含した検索ができること」を除いた部分を対象とする</p>	◎																
1.4.25.	<p>旧氏、旧氏カナ検索は、住民記録システム標準仕様書に準拠した「あいまい検索」(異体字や正字も包含した検索を除く。)ができること。</p>	○																

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容																
14	バーコード、QRコードに関すること	業務効率化や住民サービスの向上のために帳票等へ印字する二次元コードについて(例：振込や返戻管理等)については、各業務特性によって二次元バーコードに持たせる情報量や帳票に印字できるスペース等によって変わることから、当該業務特性あわせた対応を各府省で検討し、規格を指定する。	<p>【調整方針どおりに対応】</p> <p>○機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ID: 1.4.22. を追加し、申請書や届出に印字されたバーコードや二次元バーコードからの対象者検索を可能としている。 ・機能ID: 1.6.20. 、1.6.21. を追加し、申請書や届出の一番下に設けている自由記載欄に個人を特定できるバーコードや二次元バーコードの印字、または電子申請サイト等の自治体のサイトへ誘導するための二次元バーコードの印字を可能としている。 																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> <th>要件の考え方・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.4.22.</td> <td>各申請書・届出に印字されたバーコード情報もしくは二次元バーコード情報を元に対象者を検索できること。</td> <td>○</td> <td>業務効率を向上させるために、印字されたバーコードもしくは二次元バーコードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元バーコードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。</td> </tr> <tr> <td>1.6.20.</td> <td>各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、個人を一意に識別できるバーコードもしくは二次元バーコードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無を設定できること</td> <td>○</td> <td>業務効率を向上させるために、印字したバーコードもしくは二次元バーコードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元バーコードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。</td> </tr> <tr> <td>1.6.21.</td> <td>各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元バーコードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること</td> <td>○</td> <td>電子申請サイトや手続き方法サイトへ直接案内できるようにするための要件である。 スマートフォン等の住民が利用可能な機器に対応できればよいため、自由記載欄の枠に収まる範囲であれば、二次元バーコードの種類は問わない。</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	1.4.22.	各申請書・届出に印字されたバーコード情報もしくは二次元バーコード情報を元に対象者を検索できること。	○	業務効率を向上させるために、印字されたバーコードもしくは二次元バーコードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元バーコードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。	1.6.20.	各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、個人を一意に識別できるバーコードもしくは二次元バーコードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無を設定できること	○	業務効率を向上させるために、印字したバーコードもしくは二次元バーコードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元バーコードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。	1.6.21.	各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元バーコードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること	○	電子申請サイトや手続き方法サイトへ直接案内できるようにするための要件である。 スマートフォン等の住民が利用可能な機器に対応できればよいため、自由記載欄の枠に収まる範囲であれば、二次元バーコードの種類は問わない。
機能ID (ID)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由																
1.4.22.	各申請書・届出に印字されたバーコード情報もしくは二次元バーコード情報を元に対象者を検索できること。	○	業務効率を向上させるために、印字されたバーコードもしくは二次元バーコードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元バーコードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。																
1.6.20.	各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、個人を一意に識別できるバーコードもしくは二次元バーコードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無を設定できること	○	業務効率を向上させるために、印字したバーコードもしくは二次元バーコードを読みとって、台帳登録画面等で対象者情報を検索し、必要な情報を表示するための要件である。 読み取った情報で対象者検索ができればよいため、バーコードもしくは二次元バーコードの種類は問わないが、自治体の財政負担につながらない実装方法が望ましい。																
1.6.21.	各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、電子申請サイトや手続き方法の案内等の自治体ホームページにアクセスするための二次元バーコードを印字できること。 ※ 帳票単位で印字有無やアクセス先を設定できること	○	電子申請サイトや手続き方法サイトへ直接案内できるようにするための要件である。 スマートフォン等の住民が利用可能な機器に対応できればよいため、自由記載欄の枠に収まる範囲であれば、二次元バーコードの種類は問わない。																

1-1. 横並び調整対応

凡例 赤字：1.1版後変更
緑字：5月WT後変更

No	調整事項	変更のポイント	変更内容
----	------	---------	------

差し替え
デジタル庁横並び調整方針の変更により、「変更のポイント」を差し替え。
機能ID: 1.1.22.、1.1.48.の記載の差し替え

15 マイナポータルびったりサービスに関すること

○ マイナポータルびったりサービスの利用に関する機能については、デジタル3原則に基づくBPRを進めるため、すべての基幹業務システムの標準仕様書において、実装必須機能として、次とおり規定し、業務フローも当該規定に合わせ修正する。

オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。
申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。

【対象事務】
・○○ ※重点計画記載手続
・△△ ※重点計画記載手続以外の手続を追加することが可能

【調整方針どおりに対応】

- 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通)
 - ・機能ID: 1.1.24. を1.1.22. に統合し、デジタル庁指定の記載のとおり変更している。
 - ・機能ID: 1.1.23. と1.1.25. を統合して1.1.48. として実装必須とし、デジタル庁指定の記載のとおり変更している。
- (詳細の確認や実装にあたってはデジタル庁から提供される資料を参照すること。)

機能ID (旧)	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
1.1.22.	オンライン申請の申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。)を経由して取得できること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務 障害者福祉ロコンストップサービス(マイナポータルのびったりサービス)を利用したオンライン申請の情報を連携し、障害者福祉システムで利用できること。	◎	当面は以下の届出が対象となるが、順次拡大される予定である。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 障害者福祉ロコンストップサービス(マイナポータル・びったりサービス)に関する連携シニアウト(インタフェース)が令和3年夏頃に示される予定(※)であるため、デジタル・ガバナメント実行計画に倣い、今後実装必須に変更する予定である。 詳細は、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書」を参照すること
1.1.23.	障害者福祉ロコンストップサービス(マイナポータルのびったりサービス)を利用したオンライン申請の情報を連携し、障害者福祉システムで利用できること。	◎	当面は以下の届出が対象となるが、順次拡大される予定である。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 障害者福祉ロコンストップサービス(マイナポータル・びったりサービス)に関する連携シニアウト(インタフェース)が令和3年夏頃に示される予定(※)であるため、デジタル・ガバナメント実行計画に倣い、今後実装必須に変更する予定である。 詳細は、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書」を参照すること
1.1.48.	申請管理機能がマイナポータルびったりサービス等に対して申請処理状況(処理中、要再申請、完了、却下、取り下げのステータス)を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・特別児童扶養手当所得状況届 ・障害児福祉手当(福祉手当) 所得状況届 ・特別障害者手当所得状況届 ・総務省が策定した「自治体の行政手続きのオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」(令和3年9月30日)により実現している事務	◎	
1.1.23.	障害者福祉ロコンストップサービス(マイナポータルのびったりサービス)を利用したオンライン申請に対する審査結果等の情報を、障害者福祉システムからマイナポータルのお知らせ通知に連携できること。	◎	
1.1.24.	電子申請システムを利用したオンライン申請の情報を連携し、障害者福祉システムで利用できること。	◎	
1.1.25.	電子申請システムによるオンライン申請に対する審査結果等の情報を、障害者福祉システムから電子申請システムに連携できること。	◎	

2-1. 全国意見照会 意見集約(回答団体数)

- 全国意見照会の意見は、**294 団体**から寄せられた。
- 指定都市、大都市からの回答割合が高く、都道府県からの回答も少なからず寄せられた。


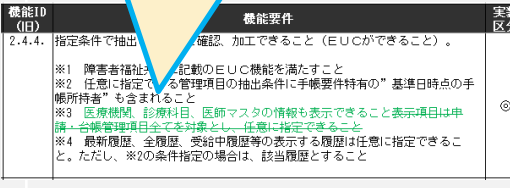
自治体分類	本編変更案	障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	国制度手当	特別児童扶養手当	障害福祉サービス(受給者)	障害福祉サービス(給付)	補装具	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(精神通院医療)	その他	審査会	回答団体数	回答団体率
都道府県 (47)	1	0	3	4	1	0	0	0	0	4	0	0	1	1	6	8	17.0%
指定都市 (20)	6	10	10	11	10	6	8	10	8	8	8	10	11	11	17	17	85.0%
中核市 (62)	6	5	9	6	8	3	3	5	2	4	6	4	7	5	33	33	53.2%
特別区 (23)	3	3	1	1	3	4	3	4	1	1	2	1	3	2	10	10	43.5%
市町村 (1,636)	9	13	11	9	8	11	6	12	8	10	7	3	9	7	226	226	13.8%
合計 (1,788)	25	31	34	31	30	24	20	31	19	27	23	18	31	26	292	294	16.4%

2-1. 全国意見照会 意見集約(意見数)

- 全国意見照会の意見は、**1,674件**が寄せられた。
- 指定都市及び中核市からの意見が全体の約75%を占めている。

自治体分類	本編変更案	障害者福祉共通	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	国制度手当	特別児童扶養手当	障害福祉サービス(受給者)	障害福祉サービス(給付)	補装具	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(精神通院医療)	その他	意見数	意見率
都道府県(47)	1	0	15	8	6	0	0	0	0	3	0	0	4	4	41	2.5%
指定都市(20)	19	113	80	105	54	89	113	217	32	34	41	39	91	33	1,060	63.3%
中核市(62)	6	10	18	12	31	6	6	35	7	15	15	7	30	12	210	12.5%
特別区(23)	3	5	7	3	9	16	8	23	5	3	2	2	10	5	101	6.0%
市町村(1,636)	11	24	21	18	22	34	10	46	14	21	11	7	14	9	262	15.7%
合計(1,788)	40	152	141	146	122	145	137	321	58	76	69	55	149	63	1,674	100%

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(本編・障害者福祉共通・その他)

No	意見概要	変更内容
1	<p>【要望】 各業務の変更申請や更新申請等において、個人を一意に識別できる値をバーコード化し印字できること。 申請受付画面等で印字したバーコードを読みとって、申請者情報を検索し、必要な情報を表示できること。</p> <p>【理由】 一部業務では規定されているが、変更、更新系の業務全般で必要となる機能のため、共通で仕様化していただきたい。</p> <p>【要望】 各業務の申請書に、オンライン申請画面に飛ぶためのQRコード等を印字できること。</p> <p>【理由】 今後の電子申請の普及を見据え、市民により容易に電子申請を利用してもらえるようにする必要があるので。</p>	<p>各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、個人を一意に識別できるバーコードもしくは二次元バーコードを印字できる機能を標準オプションで追加いたしました。また、印字されたバーコードもしくは二次元バーコードを読み取って、対象者検索できる機能を標準オプションで追加いたしました。</p> <p>○追加箇所 機能ID: 1.6.20.、1.4.22.</p> <p>各申請書・届出の一番下にある自由記載欄に対して、アクセス先情報を埋め込んだ二次元バーコードを印字できる機能を標準オプションで追加いたしました。</p> <p>○追加箇所 機能ID: 1.6.21.</p> <p>バーコードや二次元バーコードを印字する場所</p> 
2	<p>【要望】 機能ID 1.5.5.『各事業の任意の一覧抽出結果』に“(事業者マスタ、医療機関・薬局マスタ等マスタ情報も含む)”を付与してほしい。</p> <p>【理由】 事業所や医療機関に一斉送付することがあり必要なため。</p>	<p>事業者や医療機関等のマスタ情報も合わせて抽出結果に含めるよう変更いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID: 2.4.4.、4.4.4.、6.2.6.、6.2.14.、8.2.3.、9.2.2.、10.2.4.、11.2.1.</p> <p>なお、事業者や医療機関等の宛名シールや窓空き宛名印刷も行えるよう、機能ID: 1.5.5.に※3を追加しております。</p> <p>各事業に関連するマスタ情報を表示</p> 

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(手帳関連)

No	意見概要	変更内容
1	<p>【要望】 住民へ手帳の交付方法が窓口のみでなく郵送対応もしている。交付の方法によって交付通知の内容も異なってくるため、郵送交付と窓口交付のどちらのパターンでも通知を出せるようにしてほしい。</p>	<p>3手帳について、郵送交付用のお知らせ帳票を追加いたしました。</p> <p>○追加箇所 ・機能ID:2.7.23.、3.7.21.、4.7.18. ・帳票詳細要件/帳票レイアウト 24_身体障害者手帳交付(再交付)について(郵送) 18_療育手帳交付(再交付)について(郵送) 14_障害者手帳交付(再交付)について(郵送)</p>
2	<p>【要望】 「申請理由コード」内に「変更理由1コード」「再交付理由1コード」「返還理由1コード」を内包させる仕様としてほしい。</p> <p>【理由】 申請の種別によって別々の管理項目で管理することとなると、ECUで出力したデータで統計を取る際などに、参照する列の場合分けが必要となるなど絞り込みが複雑になり大変不都合であるため。</p>	<p>3手帳について、申請理由コードを3つまで管理できることとし、変更理由、再交付理由、返還理由を削除いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:2.1.2. 機能ID:3.1.2. 機能ID:4.1.2.</p>

身体障害者手帳交付(再交付)について

市(町村)長 印

先に申請のありました身体障害者手帳について、郵送府県より送付されましたので、交付します。
なお、手帳受領の上は、下記の「受領書」に固定文言1、同封の返信用封筒にて返送先までご返送いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

氏名	生年月日
住所	
保護者	氏名 住所

返送用の内容としている

固定文言2 返送していただくもの
1. このお知らせ(以下の「受領書」に記名してください)
2. 現在お持ちの旧身体障害者手帳(新規、紛失による再交付の場合は除く)

固定文言4 返送先
固定文言5 + 編集2

受領書


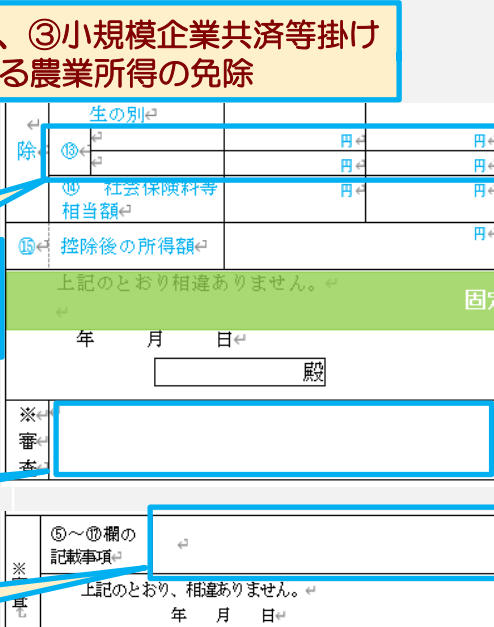
身体障害者手帳を確かに受領しました。
年 月 日
市(町村)長 印
受領者氏名
(申請者との関係)
本人・家族・その他()

返送用の受領欄を設けている

機能ID (旧)	機能要件	実装区分
2.1.2.	<p>以下の申請・届出情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 申請日 ※申請、届出のあったを受理した日 申請事由コード 変更日 返還日 申請理由コード ※3つまで管理できること、また1つ目は入力必須 変更理由1コード 再交付理由1コード 返還理由1コード 交付番号 ※交付番号、申請受理番号等 備考 資格状態コード</p> <p>※1 申請事由コードには返還時の申請事由である ※2 申請理由コードは各申請・届出の理由を管理する項目である台帳を新たに登録する場合に利用する(新規申請、同一管轄からの転入、他管轄からの転入等) ※3 返還日・返還理由コードは、旧手帳返還を指すものではなく、転出死亡届(届出等)により管理対象外として管理する項目である</p>	◎
2.1.2.	<p>以下の申請・届出情報を管理できること。</p> <p>【管理項目】 変更理由2コード 変更理由3コード 再交付理由2コード 再交付理由3コード 再交付理由4コード 再交付理由5コード 再交付理由6コード ※10種類まで管理できること</p>	

申請理由コードに統合し、3つのうち、1つ目は必須入力、2つ目以降は複数理由がある場合の任意入力としている

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(手当関連)

No	意見概要	変更内容	
1	<p>○ 25.特別児童扶養手当証書亡失届【要望】 亡失届と再交付申請については様式を統一してほしい。 【理由】 亡失のみでの届出はない(再交付申請も同時に発生)ため。</p> <p>○ 機能・帳票要件:追加要望 証書再交付機能 証書亡失届が出された際に再交付する機能が必要となるので追加いただきたい。</p>	<p>「再交付申請(破損・汚損時=特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則9条)」と「亡失届け(亡失時=同10条)は異なるものとなっております。また、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則21条に基づき、再交付申請もしくは亡失届により証書の再交付をすることとされており、亡失であっても再交付の申請が別途必要とはなりません。 上記を踏まえ、再交付申請書を追加いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:12.6.33. 追加 帳票詳細要件/帳票レイアウト No32追加</p>	 <p>※※第 号 ※経 由 市区町村名 市区町村 交付年月日 年 月 日 ※市区町村 提出年月日 市区町村 再提出年月日 年 月 日 特別児童扶養手当再交付申請書 ①(フリガナ)氏名 ②証書の記号・番号 ③住 所 ④個人番号 ⑤再交付の理由:破損・汚損 固定文言1 上記のとおり、特別児童扶養手当証書の再交付を申請します。 年 月 日 氏名 電話番号 知事・市長 認</p>
2	<p>【16.障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届】 【17.特別障害者手当所得状況届】 【11.特別児童扶養手当所得状況届】</p> <p>○ 対象控除最大5種類に対して、印字領域が2行しかないため、3種類以上の該当者はどのように印字される想定かご教示いただきたい。</p> <p>○ 改ページがあることで一括出力時の仕分け作業に影響が出てくると想定されるため、帳票レイアウトに控除の各項目名を固定印字して控除額がある項目のみ金額を印字するようにしたほうがよいのではないかと。</p>	<p>控除項目は5種類 ①雑損控除、②医療費控除、③小規模企業共済等掛け金控除、④配偶者特別控除、⑤肉用牛売却による農業所得の免除</p> <p>控除項目が3つ以上となる場合は、改ページする条件を削除し、「※審査」欄(特別児童扶養手当の場合は「⑤～⑰欄の記載事項」欄)に印字することに変更いたしました。</p> <p>○変更箇所 帳票詳細要件 16.障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届 17.特別障害者手当所得状況届 11.特別児童扶養手当所得状況届</p>	 <p>除 ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑮ 社会保障料等相当額 ⑰ 控除後の所得額 上記のとおり相違ありません。 固定 年 月 日 認 ※審査 ⑤～⑰欄の記載事項 上記のとおり、相違ありません。 年 月 日</p>

控除欄が2行のため、3つ目以降は審査欄に印字

国制度手当はここに印字

特別児童扶養手当はここに印字

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(障害福祉サービス関連)

No	意見概要	変更内容																																																																																																																																							
1	<p>医師意見書を作成した医療機関にも認定結果の通知を行っているため、医療機関向けの結果通知書が出力できるように追加してもらいたい。</p>	<p>意見書作成医への結果情報提供用に帳票を追加しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:6.5.34. 追加 帳票詳細要件/帳票レイアウト No46 追加</p>	<p>様式番号</p> <p>第 年 月 日 市町村長 印</p> <p>障害支援区分認定結果の情報提供について</p> <p>情報提供を希望される対象者の障害支援区分認定結果については、次のとおりです。</p> <p>固定文言1 + 編集1</p> <table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害支援区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害支援区分の認定の有効期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定文言2</td> <td>固定文言3 + 編集2</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">自由記載1</td> </tr> </table>	氏名		障害支援区分		障害支援区分の認定の有効期間		固定文言2	固定文言3 + 編集2	備考		自由記載1																																																																																																																											
氏名																																																																																																																																									
障害支援区分																																																																																																																																									
障害支援区分の認定の有効期間																																																																																																																																									
固定文言2	固定文言3 + 編集2																																																																																																																																								
備考																																																																																																																																									
自由記載1																																																																																																																																									
2	<p>帳票レイアウト: 令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書</p> <p>申請者と同一の世帯に属する配偶者がいる方については、申請者の状況を正確に把握するために「配偶者記入欄」として、「配偶者カナ氏名」「配偶者氏名」「配偶者生年月日」「個人番号(マイナンバー)」「住所(申請者と異なる場合のみ記入)」欄を追加してほしい。</p>	<p>番号法別表第二主務省令の条項第五十五条の第九項において、配偶者の市町村民税に関する情報等が定められているため、<u>帳票レイアウトに配偶者のカナ氏名、氏名、生年月日、個人番号欄を追加</u>しました。</p> <p>○変更箇所 帳票詳細要件/帳票レイアウト No08</p>	<table border="1"> <tr> <td>フリガナ^①</td> <td>②</td> <td colspan="12">①障害者総合支援法 ②介護保険法^③</td> </tr> <tr> <td>申請者氏名^①</td> <td>②</td> <td>制度^①</td> <td colspan="12">受給者証番号・被保険者証番号^③</td> </tr> <tr> <td>生年月日^①</td> <td>②</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> </tr> <tr> <td>個人番号^①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>居住地^①</td> <td>②</td> <td colspan="13">電話番号^③</td> </tr> <tr> <td>フリガナ^①</td> <td>②</td> <td>生年月日^①</td> <td colspan="12">個人番号^②</td> </tr> <tr> <td>配偶者氏名^①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> <td>⑬</td> <td>⑭</td> <td>⑮</td> </tr> <tr> <td>サービス利用月の障害福祉担当介護保険サービス支払額(注)^①</td> <td>②</td> <td>申請に係るサービス利用月^①</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>分</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> <td>⑥</td> <td>⑦</td> <td>⑧</td> <td>⑨</td> <td>⑩</td> <td>⑪</td> </tr> <tr> <td colspan="12"></td> <td>65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無^③</td> <td><input type="checkbox"/>有^④</td> <td><input type="checkbox"/>無^④</td> </tr> </table>	フリガナ ^①	②	①障害者総合支援法 ②介護保険法 ^③												申請者氏名 ^①	②	制度 ^①	受給者証番号・被保険者証番号 ^③												生年月日 ^①	②	年	月	日	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	個人番号 ^①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	居住地 ^①	②	電話番号 ^③													フリガナ ^①	②	生年月日 ^①	個人番号 ^②												配偶者氏名 ^①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	サービス利用月の障害福祉担当介護保険サービス支払額(注) ^①	②	申請に係るサービス利用月 ^①	年	月	分	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪													65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無 ^③	<input type="checkbox"/> 有 ^④	<input type="checkbox"/> 無 ^④
フリガナ ^①	②	①障害者総合支援法 ②介護保険法 ^③																																																																																																																																							
申請者氏名 ^①	②	制度 ^①	受給者証番号・被保険者証番号 ^③																																																																																																																																						
生年月日 ^①	②	年	月	日	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫																																																																																																																											
個人番号 ^①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮																																																																																																																											
居住地 ^①	②	電話番号 ^③																																																																																																																																							
フリガナ ^①	②	生年月日 ^①	個人番号 ^②																																																																																																																																						
配偶者氏名 ^①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮																																																																																																																											
サービス利用月の障害福祉担当介護保険サービス支払額(注) ^①	②	申請に係るサービス利用月 ^①	年	月	分	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪																																																																																																																											
												65歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無 ^③	<input type="checkbox"/> 有 ^④	<input type="checkbox"/> 無 ^④																																																																																																																											

「障害支援区分認定結果の情報提供について」を追加

配偶者の記入欄を追加

2-2. 全国意見照会 主な意見と対応内容(自立支援医療関連)

No	意見概要	変更内容						
1	<p>【機能ID8.4.1.】 受給者証の有効機関について、変更申請にて医療機関の変更を行った場合、医療機関側からすると、変更開始始期が分かりづらいため、全体としての有効期間欄は残しつつ、病院、薬局、訪問看護それぞれにも有効期間の記載欄を追加してほしい。</p>	<p>標準オプション機能として医療機関ごとの「有効開始日」、「有効終了日」を管理項目として追加しました。 ※更生医療、育成医療、精神通院医療ともに同様の対応を入れております。 なお、受給者証への印字については特記事項(固定文言+編集)や自由記載欄へを利用した運用を想定しております。</p> <p>○変更箇所 機能ID:8.1.21.、9.1.21、10.1.8.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.1.21.</td> <td> 医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、終了日 薬局の有効開始日、終了日 訪問看護事業者の有効開始日、終了日 ※ それぞれを最大3件管理できること </td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	8.1.21.	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、終了日 薬局の有効開始日、終了日 訪問看護事業者の有効開始日、終了日 ※ それぞれを最大3件管理できること	○
機能ID (ID)	機能要件	実装区分						
8.1.21.	医療機関情報を管理できること。 【管理項目】 病院・診療所の有効開始日、終了日 薬局の有効開始日、終了日 訪問看護事業者の有効開始日、終了日 ※ それぞれを最大3件管理できること	○						
2	<p>自立支援医療受給者証</p> <p>自己負担上限額の印字編集条件について、「対象者の自己負担上限額、減免状況等に合わせた文言の印字が行えること」と記載されているが、上限額の変更の必要があると判断された場合は、変更することを決定した日の翌月の初日から新たな自己負担上限額を適用するものとされていることから、「令和〇年〇月より適用」といった適用開始月の印字も行えるような仕様としていただきたい。</p>	<p>標準オプション機能として「受給者証適用開始日」を追加しました。 ※更生医療、育成医療、精神通院医療ともに同様の対応を入れております。 なお、受給者証への印字については特記事項(固定文言+編集)や自由記載欄へを利用した運用を想定しております。</p> <p>○変更箇所 機能ID:8.1.9.、9.1.10、10.1.9.</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (ID)</th> <th>機能要件</th> <th>実装区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.1.9.</td> <td> 認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 指導記録 再交付日 受給者証適用開始日 ※1 指導記録は、「身体障害者更生指導台帳(更生医療)」の様式を利用する場合は管理不要であり、「身体障害者更生指導台帳(指導記録)」の様式に更生医療も出力したい場合に入力する項目である </td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分	8.1.9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 指導記録 再交付日 受給者証適用開始日 ※1 指導記録は、「身体障害者更生指導台帳(更生医療)」の様式を利用する場合は管理不要であり、「身体障害者更生指導台帳(指導記録)」の様式に更生医療も出力したい場合に入力する項目である	○
機能ID (ID)	機能要件	実装区分						
8.1.9.	認定結果等情報を管理できること。 【管理項目】 指導記録 再交付日 受給者証適用開始日 ※1 指導記録は、「身体障害者更生指導台帳(更生医療)」の様式を利用する場合は管理不要であり、「身体障害者更生指導台帳(指導記録)」の様式に更生医療も出力したい場合に入力する項目である	○						

3. 検討課題事項と継続検討事項 主な対応内容

○ 検討課題事項の29件に対して 9件対応しており、主な対応は以下のとおりである。

No	検討課題事項	変更内容																																																											
1	<p>特別児童扶養手当について、帳票レイアウトに追加してほしい。</p> <p>・特別児童扶養手当振込口座申出書</p> <p>参考様式は 平成19年8月2日事務連絡「郵政民営化に伴う事務処理上の留意事項について」別添2に公金受取口座を加えたものとしていただきたい。</p>	<p>以下の帳票につきまして、記載しやすいように項目を見直す対応といたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22_特別児童扶養手当認定請求書 ・27_未支払特別児童扶養手当請求書 ・28_特別児童扶養手当記載事項変更届 <p>○変更前</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">⑤ 支払希望 金融機関</td> <td>名 称</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します</td> </tr> </table> <p>○変更後</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">⑤ 支払希望 金融機関</td> <td>受取 口座</td> <td colspan="10"> <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナンバーから簡単に登録いただけます。 通帳などの写しの提出も不要になります。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10"> <input type="checkbox"/> 振込口座を指定する </td> </tr> <tr> <td></td> <td>銀行 信用金庫 ()</td> <td>本店 支店 出張所 ()</td> <td>普通 当座</td> <td colspan="7">口座番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ゆうちょ銀行 記号</td> <td>番号</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>口座名義人カナ</td> <td colspan="8"></td> </tr> </table>	⑤ 支払希望 金融機関	名 称	口座番号	<input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します		⑤ 支払希望 金融機関	受取 口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナンバーから簡単に登録いただけます。 通帳などの写しの提出も不要になります。											<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する											銀行 信用金庫 ()	本店 支店 出張所 ()	普通 当座	口座番号								ゆうちょ銀行 記号	番号									口座名義人カナ								
⑤ 支払希望 金融機関	名 称	口座番号																																																											
	<input type="checkbox"/> 公的給付支給等口座を利用します																																																												
⑤ 支払希望 金融機関	受取 口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（利用する場合は口座情報の記入不要） 公金受取口座を登録していない方は、マイナンバーから簡単に登録いただけます。 通帳などの写しの提出も不要になります。																																																											
		<input type="checkbox"/> 振込口座を指定する																																																											
	銀行 信用金庫 ()	本店 支店 出張所 ()	普通 当座	口座番号																																																									
	ゆうちょ銀行 記号	番号																																																											
	口座名義人カナ																																																												

○ 継続検討事項の165件に対して40件対応しており、主な対応は以下のとおりである。

No	継続検討事項	変更内容
1	<p>01.障害者福祉共通 01.宛名シールでマスタで管理する医療機関や事業者は対象とされていないということか。</p> <p>医療機関や事業者に対して文書を郵送する機会が多いため、医療機関や事業者の宛名シールについても、システム出力できるような管理項目及び仕様としていただきたい。</p>	<p>以下の帳票につきまして、医療機関や事業者等も印字可能となるよう変更いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・01_宛名シール ・02_窓空き宛名 ・03_窓空き宛名・問合せ先 <p>○変更箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ID:1.5.5. ※3を追加 「※3 事業者や医療機関、医師を管理する事業は、事業者等宛も対応でき、敬称は設定できること」 ・帳票詳細要件(1.障害者福祉共通) システム印字項目:氏名 に以下を追加 「事業者等の場合は、設定された敬称を付加すること 例)+” 御中”」

3. 検討課題事項と継続検討事項 主な対応内容②

差し替え
当ページを追加

- 「障害者手帳事務についての留意事項」については、現時点においては次のとおりである。

本編 > 第1章 本仕様書について > 2. 対象 > (2)対象分野

(障害者手帳事務についての留意事項) ←

地方公共団体情報システムの標準化・共通化については、「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）」等において、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様で示されている業務について進めることとされていたことから、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（以下「標準化対象事務政令」という。）においては、市町村が処理する事務を前提に標準化対象事務を定めることとしている。このため、障害者手帳事務のように都道府県の委任を受けて市町村が処理する事務（大都市特例を含む。）については、標準化対象事務政令に規定されていないが、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図る観点から、障害者手帳事務を標準化対象事務政令に規定するよう調整している。地方自治体等のご意見や他の業務分野の検討状況等を踏まえ、引き続き取扱いを検討することとしている。 ←

障害者手帳事務を標準化対象事務政令に規定するよう調整している。

- 「分割調達に関する留意事項」を追加している。

本編 > 第1章 本仕様書について > 3. 本仕様書の内容 > (4)障害者福祉システム特有の調達要件について

(分割調達に関する留意点) ←

地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」において、標準仕様のサブユニット対応により、標準準拠システムについて、一の業務をさらに細分化した単位での分割調達が可能となることが示されている。障害者福祉システム標準仕様書においても、今後、サブユニットに対応していく予定としている。（事例として、障害福祉サービスを障害者自立支援給付システムとして障害者福祉システムとは別に調達する場合は当てはまる。） ←

デジタル庁が策定する基本方針の規定により、分割調達を可能とするためにはサブユニットに関する規定等を行う必要があるため、留意点として追記している。
※令和4年度下期に検討予定。

なお、一部の事務を他業務の標準準拠システムに含めて調達する場合は、他業務の標準仕様書の注記に準ずる予定としている。（事例として、精神障害者保健福祉手帳を健康管理システムと一体となったシステムとして調達する場合は健康管理システム標準仕様書の注記に準ずることとなる。） ←

3. 検討課題事項と継続検討事項 主な対応内容③

差し替え
当ページを追加

No	意見概要	変更内容	機能ID (旧)	機能要件
1	<p>・意見書作成医への認定結果の情報提供希望を管理項目として追加してほしい。</p> <p>・意見書作成医より、審査会資料の情報提供について同意項目を追加してほしい。</p> <p>・審査会対象者より、認定結果の提供同意、審査会資料の提供同意の項目を追加してほしい。</p>	<p>情報公開における各項目を追加しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:6.1.47.、6.1.54.</p>	<p>6.1.47. 対象者の支給申請情報（障害支援区分判定のための対象者情報）を管理できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 宛番番号 認定調査進捗区分コード 意見書進捗区分コード 審査会進捗区分コード 調査回目 意見書回目 認定結果提供同意 ※1 審査会資料提供同意 ※2 <p>※1 認定結果提供の同意有無を管理 ※2 審査会資料提供の同意有無を管理</p> <p>【事務処理の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 第 2 Ⅲ 障害支援区分、Ⅳ 市町村審査会 <p>6.1.54. 医師意見書の結果を管理（登録、修正、削除、照会）できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 厚生労働省より示される「医師意見書記載の手引き」にて記入対象となっている項目 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 在宅・施設入所区分コード 新規・継続区分コード 認定結果情報提供希望 ※1 審査会資料提供同意 ※2 請求書送付有無 診察・検査料 <p>※1 認定結果情報の提供希望有無を管理する ※2 審査会資料の情報提供について意見書作成医から同意有無を管理する</p>	
2	<p>・管理項目に認定調査の調査委託料を追加してほしい。</p> <p>・医師意見書作成料のほか、診察・検査料の支払いも発生するため、金額を入力できる機能を追加してほしい。</p> <p>・審査委員は医師と他の委員とで単価が異なるため、単価を判断できる項目を追加してほしい。</p>	<p>報酬管理については、「支払いに必要な根拠情報を一覧で確認できること。」としていきますので、意見の各項目について追加しました。</p> <p>○変更箇所 機能ID:6.1.50.、6.1.54.、6.8.5.</p>	<p>6.1.50. 認定調査の結果を管理（登録、修正、削除、照会）できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 厚生労働省より示される「認定調査員マニュアル」にて記入対象となっている項目 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 認定調査費（※） <p>※ 認定調査を委託した場合の調査費用を設定する</p> <p>6.1.54. 医師意見書の結果を管理（登録、修正、削除、照会）できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「障害支援区分判定ソフト2014 システム改訂版に関する説明書」に準ずる。 厚生労働省より示される「医師意見書記載の手引き」にて記入対象となっている項目 また、上記で定められている項目以外に以下の項目も管理項目とする。 在宅・施設入所区分コード 新規・継続区分コード 認定結果情報提供希望 ※1 審査会資料提供同意 ※2 請求書送付有無 診察・検査料 <p>※1 認定結果情報の提供希望有無を管理する ※2 審査会資料の情報提供について意見書作成医から同意有無を管理する</p> <p>6.8.5. 障害支援区分判定における合議体構成委員情報を管理（登録、修正、削除、照会）できること。</p> <p>【管理項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成委員種別コード（※） 構成委員ID 構成委員郵便番号 構成委員住所 構成委員方書 構成委員電話番号 金融機関コード 支店コード 口座種別コード 口座番号 口座名義人カナ <p>※ 審査会報酬の単価を構成委員種別により判断できるように管理すること</p>	

4. 主な今後の継続検討事項(残課題)

○ 主な今後の継続検討事項は、以下のとおりである。

No	継続検討事項	具体的内容	対応の方向性
1	サブユニット対応	地方公共団体情報システム標準化基本方針【第0.8版】の5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」を踏まえて、障害者福祉システムの一部機能を切り出して、個別システムとして調達・利用、または他の標準準拠システムに含めて調達・利用する場合を整理し、標準仕様書に反映する必要があります。	令和4年度下期のワーキングチームで検討ができるように進める予定となっております。
2	データ要件・連携要件の対応	令和4年7月26日「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】各論(案)に係る意見照会について(依頼)」に伴い、データ要件・連携要件へ意見の反映がなされる際、内容によっては、機能要件の変更が発生する可能性があります。	内容によっては機能・帳票要件を変更いたします。
3	引越LOSS	引越しワンストップサービスの対応について、標準仕様書へ反映する必要があります。	デジタル庁と総務省にて仕様調整を行っているところですが、令和4年度下期のワーキングチームで検討ができるように進める予定となっております。

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性がある。

- ・検討・課題一覧及び継続検討一覧の残課題のうち、必要かつ対応が可能な事項
- ・デジタル庁から20業務横並び調整依頼等の追加の依頼
- ・その他、政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項